第三者からの情報取得手続を利用する方へ　～費用のご案内～

前 橋 地 方 裁 判 所

1　申立手数料(収入印紙)

1個の申立てにつき1000円（第三者の数は手数料に影響しません。）。

1名の債権者が2通以上の債務名義に基づいて申し立てても 1 個の申立て(1000円)。

債権者が2名以上の場合は、債務名義が1通であっても申立ての個数は債権者の数になります（1000円×債権者の数）。

※　債務者は1名ごとに申し立ててください。

2　予納郵便切手、予納金など

⑴　郵便で申し立てる場合の切手

郵送で申し立てる場合は、郵便切手94円分（84円1枚、10円1枚）の同封をお願いします。予納金を納めるための保管金提出書等を送ります。

保管金提出書が届いたら、予納金として後記⑵の金額を納めてください。

なお、予納金の電子納付利用の登録がある方は、申立書提出時に「登録コード」をお知らせください。

⑵　予納金

① 不動産に関する情報1件 6000円

② 給与（勤務先）に関する情報1件 6000円

・第三者が1名増えるごとに2000円ずつ足します。

③ 預貯金に関する情報及び④上場株式、国債等に関する情報1件 5000円

・第三者が1名増えるごとに4000円ずつ足します。

⑶　申立人（代理人）への直送用封筒(③④のみ)

③預貯金に関する情報及び④上場株式、国債等に関する情報を申し立てる場合、申立書に書いた金融機関等（第三者）の数分の「料金受取人払郵便」又は「94 円切手を貼付した長3規格の封筒」を提出してください（※金融機関等（第三者）が申立人への情報提供書（写し）を直送する際に使用しますので、「宛名」に申立人（代理人）の住所・氏名を記載してください。）。